

あなたの起業を 応援します！

令和5年度より
受付期間が年2回



おおい町は、町内で起業に挑戦する方を支援し、地域に活力を与え、経済を活性化させることにより、町内事業所数を確保すること、新規雇用やI・J・Uターン等の契機を創出することを目的とする補助制度、『おおい町起業促進支援事業』を実施します。

令和6年度に起業を検討されている方を下記のとおり募集します！

補助金交付対象者

町内において起業を行う者

- ・町内に事業所（本社や本店等）を設置し、又は設置しようとする者
- ・市町村税の滞納がない者
- ・おおい町商工会主催の創業支援セミナーを受けた者
- ・実績報告を行う時点で、町内に居住し、住民基本台帳に登録されている者 ※その他諸条件あり

補助対象経費

建物等取得費、修繕費、解体費、広告宣伝費、委託費等、起業に係る経費

補助金額・補助率

補助上限額 **500万円**（上記対象事業経費の2/3以内）



令和6年度申請期間

上期：令和6年4月8日（月）～ 令和6年5月31日（金）

下期：令和6年8月13日（火）～ 令和6年9月30日（月）

※制度の詳細については、町ホームページをご覧ください。

<http://www.town.ohi.fukui.jp/1005/1214/68/p19790.html>



お問い合わせ先

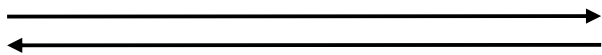
- | | |
|-------------------------|-----------------------------|
| ・補助金の制度について … おおい町商工観光課 | TEL：0770-77-4056 |
| SEESEAPARK事務所 | TEL：0770-59-1175 |
| | MAIL：shoukan@town.ohi.lg.jp |
| ・起業等の相談について … おおい町商工会 | TEL：0770-77-0135 |

補助金申請の流れ

起業
予定者

1 補助金交付指定申請 (商工会へ提出)

①申請期限：R6.4.8 (月) ~5.31 (金)



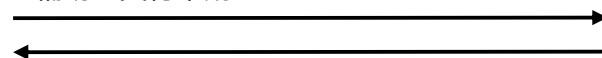
2 審査委員会開催後、 採択・不採択の通知

①6~7月審査

②10~11月審査

※採択されたら

3 補助金交付申請

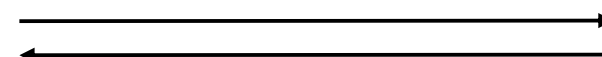


4 補助金交付決定 (交付決定通知)

5 事業実施

①交付決定日~年度末

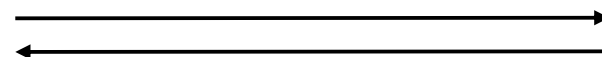
②交付決定日~翌年7月頃(年度繰越)



7 完了検査

8 補助金額の確定 (交付確定通知)

9 補助金請求



10 補助金支払

11 事業経過報告 (5期分：5年間)

商工会へ提出



おおい町

※ (注) 1 と 11は、おおい町商工会を経由して提出

ご不明な点がございましたら、
お気軽にお問い合わせください。

